

国立大学法人電気通信大学における研究活動上の不正行為に関する 調査結果について（概要）

平成26年4月に本学公益通報窓口への文書での申し立てを受け、本学が実施した調査の結果は以下のとおりです。

1. 案件の概要

本件は、本学共通教育部教員（以下「調査対象者」という。）が発表した論文について、他者の論文を適切な引用なく流用している行為（盗用）があるとの申立文書の送付を受け、国立大学法人電気通信大学研究者倫理調査委員会（以下「研究者倫理調査委員会」という。）において、事実関係を確認するとともに、関係者への聞き取り調査及び書面調査を行ったものである。

2. 申立てのあった不正の態様及び不正行為であるとする理由

（1）不正の態様

調査対象者が他者の論文を適切な引用なく流用（盗用）した疑い。

（2）研究活動上の不正行為であるとする理由

- ① 調査対象者が指導学生との共著論文（以下「調査対象論文」という。）において、他者の論文の文章が、当該他者の了解なく、また適切な引用表示なく32行にわたって流用されていること。
- ② 調査対象者は、当該他者の論文の存在を知らず適切な引用を怠って調査対象論文を作成したものと認められること。

3. 本学が実施した調査の内容と調査結果の概要

（1）「研究者倫理調査委員会」における調査体制

総括責任者（理事）を委員長とする9名（学内委員7名、学外有識者2名）の委員会を組織。

（2）調査の方法等

① 調査対象

ア) 調査対象者

本学共通教育部 教授（注）

イ) 調査対象論文

調査申立者から不正行為（盗用）の疑いがあると指摘のあった論文（注）

（注）本学懲戒処分の公表基準において、公表する内容は、「個人が識別されないものを基本とする」と規定されていることを踏まえ、調査対象者の氏名及び論文名は表

示しない。

② 調査方法

調査対象論文の書面調査を行うとともに、調査対象者及び共著者である元指導学生に対するヒアリングを実施

③ 調査等期間

- ・不正の申し立て受理：平成 26 年 4 月 22 日
- ・予備調査：平成 26 年 5 月 15 日～平成 26 年 5 月 21 日
- ・本調査：平成 26 年 6 月 13 日～平成 26 年 11 月 14 日
- ・本調査結果に対する不服申立：平成 26 年 12 月 12 日
- ・不服申し立てに係る審査：平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 6 月 2 日

(3) 本事案に対する研究者倫理調査委員会の調査結果を踏まえた結論

調査申立者から研究活動上の不正行為の疑いがあるとして指摘があった、調査対象者が他者の論文を適切な引用なく流用（盗用）した疑いに関し、研究者倫理調査委員会が実施した調査結果を踏まえた本学の結論は以下のとおりである。

(結 論)

「電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」に定める研究活動上の不正行為である「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為）が行われたものと認定する。

(認定理由)

- ① 調査対象者が平成 25 年 3 月に発表した元指導学生との共著論文において、他者の論文の文章が、当該他者の了解なく、また適切な引用表示なく 32 行にわたって流用されていること。
- ② 調査対象者及び元指導学生に対するヒアリングの結果、調査対象者は、当該他者の論文の存在を知らずながら適切な引用を怠って調査対象論文を作成したものと認められること。
- ③ 研究者倫理調査委員会の調査結果（「盗用」と認定）に対し、調査対象者から書面により不服申し立てがあったが、同書面の精査、ヒアリングを実施するなど、改めて審査を行ったが、「盗用」の認定を覆す具体的な根拠がなかったこと。

4. 本学がこれまでに行った措置の内容

上記 3- (3) の結論を踏まえて、研究活動上の不正行為（盗用）と認定された論文に関し、第一著者として責任を負うべき者である調査対象者の処分等の審査を行い、本学就業規則第 38 条に基づき訓告を行うとともに、論文の取り下げを勧告した。

(処分等の審査) 平成 27 年 6 月 12 日～平成 27 年 10 月 28 日

なお、競争的資金等因果関係が認められる経費の支出はなかったことから、執行停止等の措置は講じていない。

5. 研究活動上の不正行為に関する再発防止策

研究者倫理調査委員会における調査結果に鑑みると、調査対象者において、研究者としての行動規範に関する理解が不足していたことが原因と言わざるを得ない。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)を踏まえ、学長のリーダーシップの下、不正防止のための全学的組織体制の再構築、教職員向けパンフレットによる周知啓発活動、**e-Learning** プログラムによる研究倫理教育の充実、剽窃検知・独自性検証ツールの組織的活用による事前チェックの強化などを通じて、不正行為の再発防止の徹底に取り組んでいく所存である。